

社会福祉法人足立邦栄会
次世代育成支援第5期行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成 17 年法律第 120 号）（令和 7 年 3 月 31 日までの
時限立法）に基づき、社会福祉法人足立邦栄会では、第 4 期の行動計画の実施状況の検討
を行い、新たに第 5 期計画を策定する。

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ること
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できる環境を整えるため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：職場におけるワーク・ライフバランスに関する意識を高め、特に育児を
行う職員に対し、職場内で理解と協力が得られる環境をつくる。

<対策>

- 令和 5 年～ ①令和 4 年 10 月 1 日に改正した、育児・介護休業規程の周知を図り、
規程の活用を推進する。
- ②ポスター掲示を行い、周知を図る。

目標 2：年次有給休暇の取得を奨励する。

<対策>

- 令和 5 年度～ ①年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ②計画的な取得に向けて管理職研修を実施する。

目標 3：職員 1 人あたりの月平均残業時間を 15 時間以内とする。

<対策>

- 令和 5 年度～ ①組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージを
発信する
- ②ノー残業デイや定時退社の呼びかけをする
- ③業務の優先順位付けや業務負担の見直しを行う